1. 件名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設の 設計及び工事の計画の変更について(行政相談)

2. 日時

令和3年10月21日(木)16時30分~17時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、 有田安全審査官、内海安全審査専門職、吉村技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部 部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1:第4次設工認申請に係る行政相談について

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それでは定刻なりましたので、
0:00:06	面談を開始したいと思います。本日の面談は、株式会社グローバルニュークリ
	アフュエルジャパンから今後申請予定している施工認申請書の文書構成等に
	つきまして、行政相談があり、面談を実施するものでございます。それでは事
	業者の方から、
0:00:23	資料につきまして、簡単に御説明のほうをお願いいたします。
0:00:28	GNFLイソベでございます。それでは、来より設工認申請に係る行政相談につ
	いてということで御説明いたします。まず初めにですけども、新規制の設工認
	申請として、次に、議題4時の申請を予定しております。
0:00:49	当社第三次設工認申請からですね 1 年以上が経過しておりまして、その間に
	加工規則の改正等変化がございますので、今回準備しております申請書ので
	すね。
0:01:06	構成や新たに加えました添付書類について、そういうものが適切であるかとい
	うことについて、行政相談をさせていただきたいと思って考えております。
0:01:17	すでにの申請の概要でございますが、これは次のページの表 1 にまとめまし
	ておりますけども、今般は、輸送容器を貯蔵する建物等とその内部の貯蔵施
	設を主たる申請対象としてございます。
0:01:35	三番が、従来の申請から追加変更した項目及び行政相談の内容ということで
	最後の表の2のところにまとめてございます。
0:01:47	これがですね
0:01:49	当社のこれまでの申請一緒の内容から他社の先行の審査の状況等を見て追
	加。
0:02:00	下の部分でございまして、一番右側の確認したい内容というところに、①から
	④まで示させていただいてるところがですね、時従来から主に追加した部分と
	なっております。
0:02:16	ここにそれぞれ記載したような内容のうち、追加の添付書類等を今準備してる
	とこですけども、十分性といいますか、そういうことについてご相談させ指定さ
	せていただきたいと考えております。
0:02:34	簡単ですけれども説明は以上です。
0:02:42	規制庁トミス御説明ありがとうございました。
0:02:46	それでは慶長の方から
0:02:50	先行他社の審査の状況、審査の経験等を踏まえて申請で、
0:02:57	申請時に考慮していただきたい事項を伝えたいと思います。
0:03:05	規制庁積み数で割ってまたができて、私の方から順に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:10	申請で考慮していただく申請時に考慮していただきたい事項につきまして順に
	申し上げようと思います。
0:03:17	まず経営基本的には
0:03:22	ホームページ等で公開している、まず先行他社の事例理由等南つつ、各聞い
	ていただきたいんですけども。
0:03:29	まず、
0:03:30	安全機能を有する施設ですけれども、これ
0:03:35	基本的には様々な施設ということを申請対象としていると思いますけれども、
	その施設ごとに管理番号を付与していただきまして、
0:03:46	これはの安全機能の一覧の盤方ということでスカイプの設備ごと、個別に盤を
	とって管理をしていきたいと考えております。
0:03:55	これにつきましては、先行例の仕様表ですとか、申請の際初めのほうに書い
	てある申請対象施設の一覧とかにも記載がございますけれども、
0:04:07	使用表と接工認の申請対象の申請状況一覧表、それから、
0:04:14	建物構築物及び設備機器等技術基準に対する設計との対応表、
0:04:19	それから技術基準規則への適合状況の説明資料等全般に当たりまして、申
	請書全般にわたりまして、管理番号を超える共通の管理版を用いてどの設備
	を当社花申請の
0:04:35	そいで記載しているのかっていうところをしっかりと
0:04:38	間違えないようにわかるように管理をしている番号を付与して管理してきてい
	ただきたいと考えておりますが、まずそれが1点目です。
0:04:47	2 点目としまして、
0:04:49	この安全機能を有する施設で、例えばその事業評価と名称が施工2で違うも
	のがある場合につきましては、
0:04:57	それを一覧表対比表を作りまして、しっかりと許可等施行人の設備のポンプ繋
	がりっていうものを一覧表をつくって作成していただきたいと思いますのでまた
	そこを一覧表に合わせて当然ですけど先ほど申し上げました。
0:05:12	管理番号しかつけて、同設備がどうなどの名前でどう管理されているのかって
	ことがわかるように申請書をつくっていくだきたいと思います。
0:05:21	で、
0:05:23	3 点目ですけれども、技術基準に対する設計の基本設計内容の記載につきま
	しては、これも設計番号というものをとっていただいて、
0:05:32	記載いただければと思います。例えばこれ
<u> </u>	•

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	また、他者他社の先行他社の事例とかの仕様表の中とかを見ていただくと、
	各条文ごとに番号を付与して設計番号を付与して管理してますので、そこら辺
	をちょっと参考いただきたいんですけども。
0:05:51	これにつきましては使用表を先ほど申し上げた使用表とこ建物構築物及び設
	備機器の基準で技術基準に大差設計等の対応表ですとか
0:06:01	あとは技術基準規則の適用状況とかいろいろな資料ございません。そこも
0:06:06	管理番号と同様にすねこっちの設計番号のほうにつきましても、しっかりたら
	統一的に管理して、
0:06:12	記載いただければと思います。とりあえずここで聞きますけれども、時NS&で
	いかがでしょうか。
0:06:21	規制庁座ですけど、すいませんつうちょっと追加でお伝えしますけれども、まず
	初めの管理番号を安全機能を有する施設で管理番号っていうのは、すでに
0:06:38	GNF10 では 30 まで、
0:06:42	設工認の申請が進んで認可がさっきまで終わっていてっていう状況は分かる
	んですけれども、試験炉のほう等のですね、不備が来漏れだとかですねそうい
	うもののことがないようにということで、
0:07:00	加工性ウラン加工施設へ行くと三菱が事業許可のときに、安全機能を有する
	施設というのをきちんと整理をして番号取ってっていうところからスタートしたと
	ころではあるんですけれども、取り事業所のほうもですね。
0:07:17	今一度許可等見てですねきちんと整理したっていうところで番号をつけて整理
	をした。これは最終的には最後に漏れがないということをお互いに確認するた
	めのものもあるので、
0:07:31	ちょっと今まで人化が進んでると航路等の記載との関係をどうするかっていう
	ところもあるんですけれども、1 度許可をですね全部見ていただいて、整理を
0:07:46	まずは等していただきたいと持ってる状況です。
0:07:52	それをですね。
0:07:54	熊取の
0:07:58	8月23日に出された申請書でいくと。
0:08:03	2465 ページをちょっと見ていただきたいんですけど。
0:08:18	見ておりますので熊取の場合はこういう整理になってます三菱の場合はまた
	ちょっと別の表だったりもするんですけれども、熊取の場合はですね。
0:08:34	管理番号の土地の間にありますけれども、当時UFJの方がまずどうなのかっ
	ていうところでまず熊取の場合は、許可の設備名称と設工認で取り扱う設備
	名称が、
0:08:49	結構違うっていう状況がありまして、まずそこの精査から始まってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	その中、これはそういう対比表になってますけれども、それでその中に管理番
	号っていうのを入れてその上で時彼らの場合はこれもいずれやらなければい
	けないというのでこの表の中にですね。
0:09:12	どこのタイミングで出てくるんだっていうところを整理しているっていうものです
	ので、ですので、このタイミングできちんとこういう整理をしてくださいっていうこ
	とです。
0:09:27	まず 1 点はそういうところですね。で、これはいろいろなところにコアのこの番
	号て出てきますので、先ほどウツミが言った仕様表であったりとか、
0:09:42	あとですね。設工認の申請状況一覧高齢はあ、
0:09:51	生徒ですね、ちょっとちょっと待ってくださいね。
0:09:55	2416 が違うのは、2000 円。
0:10:00	2589 ページを開いていただいて、
0:10:05	これ技術基準の設計に対する技術基準に対する対応表というようなところです
	けれども、主要表もそうですし、こういうとこにも、管理番号一番最初のところ
	に出てきますし、
0:10:23	あとですね、海に線路、
0:10:29	142 ページ、ここには出てくるところ 1642 ページ。
0:10:38	ここには出てこないですね。
0:10:45	出てこないな。管理番号をつけていただいた上で結構いろんな場合の申請書
	の中で出て番号管理結局することになってそれに付随して
0:10:57	いろいろな表で、こう出てくるというような状況になります。
0:11:02	ですので、系統をまず一旦整理をしていただいてどういう状況かっていうのと、
	今までの申請の状況もあるので、どういうふうにつけるのかっていうのをまず
	検討いただきたいっていうのが 1 点目です。
0:11:18	熊取の場合はですね、1g申請の時の途中で最初はついてなかったんですけ
	れども、途中で整理をしてつけたっていうところなので、認可してしまったもの
	の後につけるというのここが初めてなのかも初めてな状況ですかね。
0:11:37	この後倒壊なんかそういう状況になっていくと思いますけれども、原燃工ので
	すね。
0:11:42	そういうところが同じような位置付けです。まず管理番号については以上で
	す。
0:11:51	16条イソベです。まず管理番号の件については承知いたしました。
0:12:01	他社さんがですね一時申請の途中から番号をつけられているというのも確認
	しまして、しております。先ほどご紹介いただきましたですね、2465 ページの
	表、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:16	というのは我々も
0:12:18	管理番号は入ってないですけども申請設備の一覧表ということで、すでにこれ
	までの申請書にも添付してあります。
0:12:30	ので。それは許可での設備名称との対応という形で、あと何時設工認で申請
	するかというような表をすでにありますのでこれに管理番号をつけていくという
	形で再度
0:12:47	検討したいと思います。なのでここについてはですね
0:12:52	認可済みの設備にも含めた一覧表になっておりますので、その整理番号のつ
	け方としては、
0:12:59	認可次のものを含めて
0:13:05	番号振っていけるかなというふうに今考えてございます。いずれにしても、検査
	の検討といいますか対応いたします。
0:13:16	以上です。規制庁座ですそうですか高校の今言われた表がついているのであ
	れば、番号とりあえずまずは振っていただいて、どうなるのかっていうのを見た
	上で、あとはあれですよね今後申請の予定の丸々だとかそういうところもつい
	ているということでした。
0:13:36	脚注にすでにもう終わってしまっているものだとかは飛ばすだとかですね、何
	か説明をいただくかなんかをしてうまく記載をとりあえずまずは考えていただけ
	ればと思います。ルール、
0:13:51	あとですね今話した中でするとこの表があるということは、GNF自衛もう熊取と
	同じで、許可の設備名称と設工認の説明書が異なるものが多数存在するとい
	う理解でよろしいですかね。
0:14:09	JFイソベベースのですね、我々の場合は、
0:14:14	比較的差は小さいという状態の許可との許可と設工認における設備名称の違
	いはそれほど多くはなかったのですが30までの申請審査の段階でやはり、
0:14:31	他社さんと同様にピシッ比較横並びで並べてみるのは必要だからというような
	コメントもいただいてそういう表は、すでに添付しているという状態です。少ない
	ک
0:14:46	それらの許可の名称と異なるとかいうのはありますんで、そういう比較は必要
	かなと考えてます。
0:14:54	規制庁座です。はい。そうしましたらそこのところは対応お願いしますっていう
	ところと、あと1点3点目でウツミが言いました設計番号なんですけれども、
0:15:09	これもやっぱり認可済みのところとの関係はあると思うんですけれども、系統
	設計番号で管理していただいたほうがすぐにも見て、通す対象設備は違うにし
	てもですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:26	すでにすでに見ているものというところが明確になっていればですね、我々の
	ほうの確認もスムーズにいきますので、ここのところも管理番号設備の管理番
	号と同じなんですけれども、
0:15:41	こういう管理をしていただいたほうが助かりますということですので、これって
	技術基準の中でですね一つの技術基準に対してその設計版をいくつかとラッ
	トられていくということになりますので、
0:15:56	技術基準の一覧のところもですね、より高校の各設計番号でこう分かれていく
	というような流れになっていきますけれども、それも新たにこう出てくる設計な
	のかもう従前に類似設備でできる設計なのかっていうところも、
0:16:13	明確にわかりますので、国交のところもちょっと検討いただきたいというところ
	です。
0:16:23	ここまでが今ウツミが言ったところまでで何かありましたらお願いします。
0:16:30	GNFjイソベです三番目の設計番号につきましても、他社さんでそういう番号
	が振ってあるというのは認識しておりますので、我々も番号つけるように
0:16:43	これから作業をしていきたいと思います。ただし、こちらは
0:16:47	小田さんがおっしゃったようなどっ認可済みのところはちょっと工夫が要ると思
	います。いずれにしても検討いたします。
0:16:56	以上です。
0:16:59	はい。規制庁差ですよろしくお願いします。お願いします。で、認可済みのとこ
	ろもすでに番号書いていないけれどももう記載がありますっていうような状況
	ですので、そこのところでオーバー番号をつけて管理にしますという位置付け
	にしていただければいいだけの話だと思いますので、
0:17:19	それもつけた上で、どこかにきちんと説明があればいいかなというふうには思
	ってます。とりあえず見せ方も含めて検討いただければと思います。
0:17:29	じゃあ、続けていきたいと思います。
0:17:36	規制庁ウツミですけども、ちょっと続けさせていただきますのちょっと説明ナカ
	ノメイト中ちょっといろいろかぶるところもあるかもしれないですけども、ちょっと
	そこは御容赦いただければと思います。
0:17:45	続きますが、まず
0:17:49	施工認知の前等各施設におけるその許可との対応に関する説明ですね、とこ
	ろではですね、これ例えばちょっとMNFの第7時の
0:18:01	第2回目の補正申請書をちょっとベースに説明していさせていただきますけど
	も、例えば、MNF第7条のところだと2404ページに気味な同様の記載がある
	んですけども、事業許可の記載と対比する場合はですねその事業許可の記
	載の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:17	がどこにあるのかっていうところを明確に書いていただきたくて基本的には本
	文のどこかっていうところ等添付のどこにありますかって言うところの記載を表
	であらわしつけ明示していただきたいというところですので、
0:18:31	これにつきましては、最終の6時申請文化登録申請において一時から60ま
	でのこの
0:18:40	すべてのこの
0:18:41	分割申請対応というものを改めて説明いただくっていうところが必要がありま
	すので、ここら辺をちょっとあらかじめ整理していただいて、現時点で整理して
	いただいて申請書添付するほうがよろしいかなと考えております。
0:18:56	続きますが、次に事業許可の記載に対する
0:19:01	施工に申請対象の施工にC施工に申請対象の施工にへの対応状況に係る説
	明でこれあの表形式のところだと思いますけれども、
0:19:11	ここにおきましてはこれ分解能GNFさんがやって分割しようとしてると、トータ
	ルの第一次が第6次までのすべての分割申請に対する予定っていうものを
0:19:22	トータルで記載いただきたいと思います。これMNFの第7次だと。
0:19:28	2450 ページ、ここには同様のものがありますのでそこら辺を参照いただけれ
	ばと思います。
0:19:35	続かちょっとお待ちください。
0:19:40	学校でといった若干追加しますと、
0:19:47	先に言ったあれですね加工事業許可からのその反映箇所というのが、これ最
	終的にはですね三菱のほうは許可申請書を
0:20:02	設工認側 0 担保する設工認側に反映するものと、保安規定側に反映するもの
	というところで、すべてマーキングした上で、これを抽出してますっていうので、
	漏れがないというような状況の仮定を説明していただいているところです。最
	終段階ですね。
0:20:21	熊取のほうも今これをまさに出そうとしているところで、当ですので、いずれや
	らなければいけないでも抜けがあると最後のところでまた戻らなきゃいけない
	というところがあるので、このタイミングで設工認側保安規定側っていうような
	ところをきちんと
0:20:40	許可申請書を整理した上で、
0:20:46	添付してくださいっていうところですね、当行これもですね。熊取の場合は先ほ
	ど言いましたけれども、その 2416 ページ見ていただくと、
0:20:59	表でですね表形式になっていて、申請書の記載を抜き出したところがあって、
	該当ページがあって、どこの申請で出てくるのかというような構成になってま
	す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	それと、本当もう一つウツミのほうで言った各施設でどうどのような一時から 6
	時のどこに出てくるのっていうところもですね、ちょっと三菱投票が違いますけ
	れども、
0:21:37	熊取の場合も先ほど言ったところですね、管理番号をつけたところで、この表
	にどのタイミングで出てくるのかっていうのが、熊取の場合は 2465 ページのと
	ころで見えるようになっていると。
0:21:57	いうようなところです。表の形式が違いますけれども、MNFもうNFI熊取も同じ
	ような対応をされているという状況ですのでちょっと参考にしていただければと
	思います。ここで1回切りたいと思います。
0:22:16	はい。GNFイソベでございます。まず許可との対応の確認の表ですね。熊取さ
	んので言うと 2416 ページと三菱さん流体 2404 ページとこれはですね。
0:22:33	今回同様の整理を準備しておりますして許可で約束している設計をこのよう
	に、このように抜き取って、それが何次申請で設計が出てくるかっていう表は、
0:22:50	準備しているんですけども、評価申請書のどこに書いてあるかっていうところ
	まで今、整理しきれてないので、ここは他社さんのを参考にして、もう一度整理
	をいたします。
0:23:05	申請計画のほうは先ほどの熊取さんでいうと2465ページの表ということで、こ
	れは先ほど申しましたように類似のものはすでにありますんで、先ほどいただ
	いたコメントなどを追加するというようなことで、
0:23:25	準備をしていきたいと考えます。以上です。
0:23:32	規制庁つ店よろしくお願いします。では続きますが、
0:23:36	先ほどとちょっと同じページ、ページというか、MNFではkm7 時では 2150 ペ
	ージ、熊取て熊取最新だと 2465 ページのとこですけども、関連の表ですけど
	も。
0:23:52	ここで先ほど 1 から 6 時で独自のご予定を記載お願いしますというところで申
	し上げましたが、ここ合わせですね変更区分、具体的には改造するのか変更
	なしなのかというところもあと親切なのかというところですね、ここら辺も併せて
	施設ごとに
0:24:08	記載をいただきたいと思ってます。
0:24:11	これにつきましては本申請の一覧とかですね仕様表自体、あとはこの表等、
0:24:17	あと技術基準に対する設計の対応表他の関連の表にも同様にですね、この健
	康区分っていうのは記載いただきたいなと考えております。
0:24:29	続けますが、
0:24:32	先行の例えばMNFではですね 27902791 ページなどを参照いただければと思
	いますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	建物につきまして、各部位の有する安全機能一覧というのを作成しております
	ので、こちらについても選考のMNF等も参照していただいて同様の資料をつ
	けていただければと思います。これにつきましては建物名称とか会議階層とか
	境界位置、
0:25:03	とかV材質、主な寸法図番号と工場の内容は、それから各技術基準の要求を
	該当するものにこれはあの表で⑩丸とか丸などをつけておりまして、
0:25:17	表を作ってますのでここら辺の使い方っていうのは、先ほど申しましたMfだと
	279911 ページなどの表使い方っていうのは、参照いただいて、同様な形でAと
	同じような表をつけていただければと。
0:25:32	考えております。
0:25:34	1 款ここで切りたいと思いますがいかがでしょうか。
0:25:39	はい、GNFJイソベでございます。まず申請計画等に変更区分を書くということ
	で、これ承知いたしましたので。
0:25:52	今準備している。
0:25:54	同様の表には多分ついてないと思いますので検討いたします。
0:26:00	それと、
0:26:02	建物の安全機能の部位ごとの一覧表ですね、これについては準備いたしま
	す。
0:26:08	以上です。
0:26:10	オザワですけれども、若干補足しますと、三菱であれば、2738ページを見てい
	ただくと、ここで変更区分の定義っていうものを、がなされていますので、
0:26:26	ここのところの定義を参考にして区分分けをしてくださいっていう。考えてくださ
	いっていうところですね、熊取でいけば、2589 ページのですね、この表の中に
	盛り込んでいるっていうような形になってます技術基準の適合の
0:26:46	一覧のところの上のところにですね、区分分けの説明があるって同様のところ
	になってると思いますけれども内容はですね。
0:26:55	そういうところを参考にですね、まず区分分けお願いしますというところとです
	ね。
0:27:03	あと建物のところは準準備されてますっていうところでしたので、まずは潜航三
	菱の量を 1000 参考にしながらですね、まずは申請いただいて、
0:27:20	確認させていただきたいと思ってますんでですね、ここのところも当課ベームだ
	とかいう方とかそれぞれに対して、
0:27:33	丸印のその付け方が何種類かあったりしてですね、そこの意味合いをこう分け
	てこう書いていたりっていうようなところもありますので、それは帳票の前のと
	ころの御説明がついていたりとかいうところでございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:50	そういうところもですね、きちんと対応していただければと思います。
0:27:56	例えば、熊取であれば 2622 ページを見ていただくと、建物の各部位に対する
	安全機能という一覧の前にですね、各技術基準に対して、どういう記号がけが
	されてるのかっていうところの説明があります。
0:28:16	同様の観点で整理がつくと思ってますので、参考にしていただければと思いま
	す。
0:28:24	それでは続けたいと思います。
0:28:30	規制庁ウツミ数では続けさせていただきます。3 点ほど待つちょっと続けます
	けども、また先ほどの議論で出てきMNFですと 2739 ページですけれども、建
	物構築物及び設備機器等、技術基準。
0:28:48	に対する設計等の対応表をですね、ここにつきましては最初のほうで出ました
	設計番号をつけて、設計番号ごとに分割して記載をしていただく記載するって
	いう形で図を作っていただければと思います。
0:29:01	またですねMNFのやつを参考に見ていただければと特に問題ないんですけ
	ども、外部事象とかに係る事実所記載ではですねこれ自然災害とか人為って
	形の大分類でまとめるのではなくてですね、
0:29:17	技術基準の項目であるの竜巻型の航空機落下火災とかそういった事細かいと
	こまで行け記載していただいて、それで対応をせず、その中で記載いただけれ
	ばと思います。
0:29:29	続きますが、
0:29:31	事業許可の説明からの変更点に関わる説明とかはの説明書ですねにつきま
	してですねまた項目で、これ技術、
0:29:43	許可基準の項目、それから臨界防止とか外部衝撃などで分けた項目で二つ
	目として事業許可の記載内容、これは基本方針と基本設計のところです。そ
	れから
0:29:58	実際のこの申請いただく。
0:30:01	申請書における設計、詳細設計等、事業許可との整合性っていう形の三つを
	大きな分類として許可から変更点に係る説明を作っていただきたくて、
0:30:14	具体的にはMNFの第7次ですと、
0:30:17	2444 ページとかですね後消火器とかで 2449 ページになるんですけど、そうい
	ったところの記載ちょっと参照いただいて事業許可との変更に係る説明ってい
	うのは、説明書を作っていただきたいと思ってます。
0:30:32	ここからの特にですね成功の申請書における記載内容につきましては、これら
	の詳細設計であることっていうのをしっかりと説明をしていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:43	レイワの変更に関する説明ではですね許可との整合性というところをしっかり
	と主張して説明をいただきたいと思ってます。
0:30:52	また説明文におきましてはですね。
0:30:55	詳細設計の結果変更するっていうことで主旨がしっかりとわかるような文章で
	記載いただいて
0:31:01	単なるその許可の変更ではないですよ、しっかりと施工認での詳細設計の結
	果、こうなってますよというところがしっかり読み取れるような文章で記載いた
	だければと思ってます。
0:31:14	続きますが、
0:31:17	新制度の申請する施設の技術基準適合性例御説明をする表ですね、これ先
	ほど 50AですけどもMNFで不等第 2 回補正申請書の 2739 ページが該当し
	ますが、
0:31:32	ここのこういった表をつける際はですね技術企画課、すみませんと事業許可で
	別途約束した事項っていうのも、
0:31:39	しっかりと欄をつくって丸とかをつけていただきたいと思ってます。2739 ページ
	のMNFのほうの申請書を見ていただければ右端のほうに、
0:31:52	あると思うんですけども、許可で約束した事項ですね例えば具体的な例を挙げ
	ますと、GNFでさんですと、
0:31:59	事業備考の事業許可の添 5-83 で約束したこのさらなる安全裕度向上策、こ
	れはF3 竜巻の関連ですけれども、こういったところと該当しますので、他社さ
	ん、MNFとかの例を三つとですねそういった
0:32:15	約束事項についても、この表でしっかりと記載いただければと思ってます、とり
	あえずここで一旦切ろうと思います。
0:32:30	はい。10 年内イソベでございます。承知いたしました。
0:32:35	まずですね。
0:32:38	そっか、
0:32:40	設計バンカーの
0:32:43	安全機能の一覧表に設計番号を振る後株事象については、個別の
0:32:50	事象ごとに
0:32:52	星取表のようにするとしていくということですね。はい。
0:32:58	あと
0:33:01	技術基準の適合一覧で許可で約束した事項
0:33:05	というものに対する適合性の判定安定欄を設けると、今、多分当社の表はつ
	いていないと思いますんでつけるようにいたします。
0:33:17	以上です。
5.55.17	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:18	あとすみません所からの変更点の整理の仕方については、先行の申請書を
	見て参考にしてどう変えていきたいと考えます。以上です。
0:33:33	はい。規制庁座です。最後に言っていただいた許可からの変更点なんですけ
	れども、まずここのところでまず基本的に局からの変更点はないっていうのが
	東三あってはいけないっていうことなんですけれども、何でそういうのが発生す
	るかというと、
0:33:49	例えば消火器であれば消防法に基づいて設置するって許可で約束したものに
	対して、実際は、さらにプラスアルファで保守的につけますよっていうようなも
	のであったりとか、先行例を見るとですね、例えば遮へいで。
0:34:06	遮へいの計算をするときに概略の寸法で当遮へい計算していたところをいう詳
	細設計になりますので、より精緻なところでやった見直しですよとかですね、そ
	ういうたぐいのものを
0:34:21	となるとは思いますけれども、ここのところっての許可からの変更点というとこ
	ろは我々のほうよりきちんと見ますので、ほかのところ見ないというわけじゃな
	いですけれども、ここのところだけ詳細な説明をきちんと説明をしていただくよ
	うにお願いします。
0:34:39	で、事業者の選考の事業者の記載を見れば、許可での規制がどうなっていた
	のか。ええと設工認での規制がどうなっていたのかっていうのがかなり詳細に
	書かれてますので、そういうレベルで記載をしていただくようにお願いします。
0:34:57	それとあと 1 点ちょっと気になるのが最後のところの
0:35:02	あれでしたらタップ許可で約束した事項っていうところを例えば竜巻でF3 竜巻
	の対応っていうのは、技術基準内の花反応度の中で出てくる話ではなくって、
0:35:18	その許可でさらなる裕度っていうようなところで保守的に見に約束を採取した
	事項であったりするので、そこのところを、従前のところで、どのようなところに
	記載していたかっていうのがちょっと気になるところではあります。
0:35:34	これ使用表の、ここで言ってるのは使用表とかにもありますので使用表も技術
	基準従事順番通りの記載になっていて、これ他社のはですねだAF1 について
	は、ギアの技術基準の
0:35:50	なんかあの設計基準の中の話ですので、当竜巻であればその外部事象のと
	ころに記載されるんですけれども、F3 対応っていうのはそこの記載ではなく
	て、その他っていうところのに入れていると。
0:36:06	いうようなところですね耐震の上乗せのさらなる裕度で確認したところとかもそ
	ういうところになりますけれども、ちょっと一時から 30 までの記載も風向踏まえ
	てですね 1 度ちょっと見ていただいた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	記載を検討していただいた上でですね、ちょっと相談が必要ということであれ
	ばまた別途相談していただければと思います。申請いただいた後でもかま構
	わないと思いますので、
0:36:37	申請いただいた後のほうがいいということですかね。そういうところはちょっと
	懸念はしてますよっていうところです。以上です。
0:36:47	はいJFイソベでございます。今最後にコメントいただいた件なんですけども、
	当社一次設工認例建物の申請をしていたんですけども、そのときの記載ぶり
	はですね。
0:37:02	使用表のほうは、その他事業許可で求めるしようという欄に当地震であれば
0:37:11	技術基準の要求を超える範囲とか、F3 竜巻とか、当社の場合、津波がありま
	すんで、
0:37:19	自治体の予測を超える津波とか、そういう評価設計に対してはその他事業許
	可で求める仕様のところに書いてあります。
0:37:28	ただ先ほど整理されてないと思うしたのは
0:37:32	あと添付書類のほうで、保守とり表にまとめている技術的の適合性の表があ
	るんですけど、そこではですね、やってないですよね。
0:37:43	その他事業許可で求める資料に対する適合性の確認という欄がなくて、外的
	事象の中であわせて説明しているような感じになっているというのが 1 次申請
	の状況でしたので、次はもう少し明確に分けるようにいたします。
0:38:04	以上です。はい、規制庁座でそうお願いします。そのような方向でお願いしま
	す。設計番号の管理棟というところでもう全部とそそこも含めてですねそういう
	設計番号管理すればそういう対応になっていくのかなとは思ってますけれど
	も、
0:38:21	よろしくお願いします値は続けたいと思います。
0:38:29	来規制庁ウツミです。ちょっと続けさせていただきます。私から残り3点です。
0:38:38	各技術基準の条文に対する適合性の説明ですねこれはMNF台なしですと、
0:38:44	2798 ページ以降に記載がございますけれども、同様の記載重たくいただきさ
	え答申書にべき記載いただきますがそこではですね個別の説明ではなくて、
	各建物ですねこ第貯蔵棟とかそういう分類で、
0:38:59	各
0:39:01	加工施設の区分ですねこれは
0:39:03	許可許可基準規則のほうでは分類から李までの整形とか化学処理とかそうい
	った部分ですけど、そういった区分に対する適合性っていうところを記載いた
	だければと思いますが、詳しいことはMNFの 2798 ページを参考にしていただ
	ければ大丈夫だと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	続きますが、
0:39:25	基本方針書後ろにつけた基本方針書ですね、そこの記載例すけども、
0:39:31	今回の申請対象と一応予定の内容の予定からすると、あと例えば臨界防止、
0:39:40	地盤地震による損傷の防止津波損傷防止低位株初期のところ、それから、火
	災爆発物と閉じ込め内部火災とかもいろいろありますけれども、そういった一
	覧が見つけましては基本方針書でしっかりと記載いただきたいというのと、
0:39:57	例えばそのインターロックだとかあればそれも該当するので、基本方針書を添
	付していただければと思いますがこれもMNFの 2737 ページにMMFの申請
	で作って一覧/基本方針の一覧がありまして、どういったものを競合事象を付
	けるべきかがわかってもそこら辺ほど
0:40:15	確認せして待つかつけていただければいいので。それを確認した上で、基本
	方針書何が必要かっていうところをしっかり考えて、
0:40:23	先生申請書添付いただければと思います。
0:40:27	また最後これはあまり内容的なところじゃないですけども申請書につける図表
	につきましてはこれ不明瞭なものがあるとさ。
0:40:37	受け取れませんので、しっかりと中身の読める図表っていうのはしっかりつけ
	ていただければと他社の事例で汚い図表で見えないので、戻される事例があ
	りましたのでまあそういったところをしっかりと気をつけて申請書のほうを作っ
	ていただければと思いますけど私から以上です。
0:40:57	GNFJイソベでございます。招致いたしました。
0:41:03	技術基準適合性の説明、一章はですね。
0:41:08	これまでも
0:41:11	大まかなてるんですけど、フォーマット自体は大体、他社さんと同じような記載
	になってたと思いますが再度確認いたします。
0:41:20	基本方針書とすべき設計の内容についても、それから3のものを、もう一度確
	認いたします。
0:41:28	図表の明瞭性については承知いたしました。以上です。
0:41:36	そうしましたら、基本方針相で耐震を事例にちょっとヨシムラの方から少しお話
	しさせていただきたいと思います。
0:41:51	規制庁の吉村です。
0:41:54	ちょっといわゆる添付説明書にあたるいわゆる基本方針書ですね、ちょっとこ
	れを耐震特に主に中心となる設備キー。
0:42:08	耐震設計に関わる基本方針書、
0:42:12	これについて
0:42:16	ちょっと説明させていただきます。
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	ちょっとまず全般的にですね、お伝えしたいのはこれは昨年の9月に
0:42:28	いわゆる審査と使用前確認等の今回いただいた資料にも書いてますが、進め
	方っていうのがでて、
0:42:37	1 ひとつ一番
0:42:40	その中でも大きく変わってるのが、の耐震設計に関する
0:42:45	説明の仕方が大きく変わっていわゆる
0:42:51	基本、内容的には基本方針書という形ものを充実させていただいて、
0:42:57	重大EM載せていた耐震計算書の添付は求めないとのご存知の通りだと思い
	ますけど、これ非常に大きなこの間ですね。
0:43:11	この 1 年の間で変わったところです。それで
0:43:15	これは前回説明か改定が行われた直後に、
0:43:22	関係する事業者さん5つめた説明会。
0:43:27	開いたと思いますが相当ときにも説明してますが、
0:43:32	計算書はつけなくても、計算結果の
0:43:37	一覧表を提示していただくということをお願いしてます。
0:43:42	これに基づいてその後
0:43:46	MNFさんとかNFIさんでいろいろ、これに沿ったものを出していただいて審査
	を
0:43:54	行ってますので、それに基づいてちょっと留意していただきたい点を
0:44:02	今からお伝えしたいと思います。
0:44:07	まずですね、
0:44:09	基本方針書には、
0:44:12	先ほどの進め新しい進め方にも、
0:44:17	注書きで書かれてるようにいわゆる設計方針が基本仕様とか性能工数設置
	場所基本図面、
0:44:26	こういったものも教職方針書のほうに、
0:44:29	反映していただくことになる。
0:44:32	あるんですがただ後、
0:44:34	このうち基本仕様とか性の個数、
0:44:38	設置場所基本図面等については、添付資料ではなくて、当然本文の
0:44:44	方にいわゆる主要表をとか関係する図面という形で本文のほうについてます
	のでこれは説明会でも言いましたように、改めてつけていただくんではなくて、
0:44:59	この基本方針書の中で、
0:45:04	こういったものが本文の主要表とか関係図面、
0:45:09	で読めばその関係性を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:12	基本仕様書の方に基本方針書の方にわかるように利用していただいて、まし
	ょう表土が完結の番号とかいう形で猶予していただければいいと思います。
0:45:25	この医業濃縮方としては、
0:45:29	これは若干
0:45:31	事業者さんと違うんですけど、大体先ほど言いました計算結果の一覧表って
	いうのを、
0:45:39	今回つけていただくことになりますので、その中には核不足し、耐震計算対象
	の機器なり、
0:45:48	一番いい名称等があって結果載ってますが、
0:45:53	基本的な我々のほうとしてはその内容はこの
0:45:59	審査されている主要表とか関係図面をに基づいてチェックしますので、
0:46:05	一番表の
0:46:10	兵庫で各団がつくられてますがこの欄の中に入れていただいて、
0:46:18	形が一番わかりやすいかと思います。
0:46:22	これについては例えばNFINFIさんの一覧表を見ていただければ。
0:46:29	この個別の出て参るかもしれませんが商標とか、基本図面は、
0:46:35	一覧表の中で対応がわかるように成り立ってますのでこういった形を参考にし
	ていただければと思います。
0:46:43	それからを基本方針書の構成なんですが、
0:46:50	これは大きく分けると、建物構築物等の設備機器、
0:46:57	これについては他社さんと大体個別に基本方針書を作っていただいてます。
0:47:05	したがいまして
0:47:07	拒んでも結構なんですが、個別に救っていただくと。
0:47:11	地盤については特に個別個別につくっていただく必要はないと思いますが、こ
	れは
0:47:18	当然建物構築物に関連してますので、そちらのほうに入れていただいてもい
	いし、
0:47:24	もしくはMNFさんなんかは、当然最初に全施設の全般的な
0:47:32	ものを出してますまあそういったところの
0:47:34	建築建物構築物レター施設全般、
0:47:38	的なものを構成として作るんであればそちらの中に入れていただいても構いま
	せん。大きくは建物等設備で分けて作成いただきたいということです。
0:47:53	それからこの基本方針書先ほど言いましたように設計方針をまず最初に、
0:47:58	最低いただくんですが、この項目については、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:05	項目の構成的にはMSさんとかNFI熊取の公開版で申請書出てますのでこれ
	を見ていただければわかりますのでこれを参照して作っていただければと思い
	ます。大体共通的で重要度分類とか地震力とか、耐震設計方法
0:48:25	というものが大体作られてます。
0:48:29	それはそちらを参照して項目を内容を検討していただければと思います。
0:48:35	で、1 点注意していただきたいのは
0:48:41	耐震評価で用いてますですね、例えばアンカーボルトとか材料、
0:48:47	これ覆う申請した。
0:48:50	時機の機器なり何かボルトの9を限界値をどういう値を使ったのかというのは
	具体的な数値をいずれのケースにおいても提示していただいてます。
0:49:02	その許容限界の引用先はどこなのかと。
0:49:07	これは当然
0:49:12	馬券定期的なものでチェックしますので、そのベースになりますので、この数
	値が何なのかということを具体的に提示していただきたいと思います。
0:49:24	それがちょっと説明。
0:49:26	それましたがその結果一覧表で出していただく。
0:49:34	大きくは多分見られてると思いますが、大体部材の部分とアンカーボルトの部
	分について最大値を示していただくという形になりますが、具体的な数値では
	なくてこれは検定比
0:49:48	を持って説明していただいて変わりません。逆にそのかわりに許容限界値を
	出していただくと。
0:49:55	いうことでお願いしたいと思います。
0:50:00	それでは続けても、まち利点を申しますが、ここ今回の申請であるかどうかは
	わかりませんが、あのダクト類とか配管類の申請がおそらく
0:50:13	今後も含めてあると思いますので、こういったものについては評価の方法、
0:50:21	それから、いわゆる一般的な設備機器、
0:50:25	いいとは異なりますので、これは設備機器の
0:50:31	更新とはまた個別に
0:50:34	だくと。
0:50:36	また区と配管また違いますので、ダクトと配管の
0:50:40	基本方針書を作成いただきたいと思います。
0:50:47	それからですね、大体そういうところに注意していただければと思います。あと
	は
0:50:55	計算結果の取り扱いで、
0:51:00	そうですね計算結果の一覧表をですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:04	対象機器っていうのは、これは一応原則としては、第1類及び第2類の機器、
0:51:12	2 項aと記載していただくと、これは従来と同じでも第 3 類の機器については特
	に求めていませんが、
0:51:21	それでは第3類の機器でも、
0:51:25	波及的影響の関係でですね、例えば第 1 類の地震力で評価するといったよう
	な一類と3データリレーの場合ケースもありますが、そういったものについて
	は
0:51:40	3 類の機器であっても計算結果の一覧表につけていただけたことにしておりま
	す。
0:51:47	そういった回答があればつけていただきたいと思います。
0:51:53	あと
0:51:56	ちょっと基本設計方針書とかがちょっと変わりますが先ほど技術基準への適
	合状況の説明っていうのがありましたこれは当然その中に五条で地盤とか地
	震とかいう
0:52:12	ありますがこれについて、また他社さんの見られるときにちょっと注意していた
	だきたいというのが申し上げておきますと、
0:52:22	内容的にかなりこれ事業者さんに言って濃淡があるんで、できるだけ規則の
	要求事項に対して、
0:52:30	具体的に設計でどうやどういう対応してるのかということをなるべく丁寧に
0:52:35	書いていただきたいと思います。そういった面で言うと、MNFの
0:52:42	技術基準への適合の記載の名程度っていうのをなるべく参考にしていただい
	て、あまりNFIのほうは、
0:52:52	ちょっと
0:52:53	よりもこちらのほうを記載の程度という意味ではよく見ていただければと思いま
	す。
0:53:03	で、特にやめていただきたいのは規則のオウム返しのような書き方を対応で
	書かれるのはやめてできるだけ具体的な設計内容に記載していただければと
	思います。
0:53:15	大体耐震関係については以上です。
0:53:22	はい、JAなくちゃイソベてございます。
0:53:25	いろいろありがとうございます。
0:53:31	今コメントいただいた内容でで準備しているものを見直してきますけども、ちょ
	っと体裁のところで何点か確認といいますかまず耐震計算の結果を今一覧表
	という形でまとめております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:48	こういうこととあと
0:53:50	対象となる設備の仕様とか図面とかいうのを、は本文の資料表図面の表を委
	譲するという形で基本方針書のほうにも表載せているんですけども。
0:54:07	今のところは
0:54:09	別々の表になってるっていうんですかね、使用図面の表と耐震計算の結果の
	表っていうのが別々になっておりまして先ほど
0:54:20	一つの表になってるのは望ましいというコメントでしたけれども、ちょっとそこは
	今別の表ですんで、検討いたします。説明をして必ずしも一つの指標というの
	対応がわかれば
0:54:36	別々に書いてはい別々の表になってもいいというのを結構ですので、わから一
	対一で対応できるように作っていただければと思います。はい。
0:54:47	あと今地盤、地盤の設計についてはですね、建物の耐震設計の中で、同じと
	方針書の中で説明しておって、さらにですね、
0:55:03	建物構築物等の設備機器の今基本方針書っていうのは
0:55:10	立てつけとしては同じ基本方針書の中の一生に小みたいな感じで書いており
	まして、他社さんが別々になっているっていうのは認識はしていたんですけど
	も、今のヨシムラさんのコメントは。
0:55:26	別々にしたほうがいいということですかねあの確認なんですけども。
0:55:33	やはりヨシムラです。
0:55:38	なんて言うんですかね工程てこ出てくるような形になると非常にこちらとしても
	見づらいところがありますので、
0:55:46	全く別冊でも、例えばバーの位置とか他の2てもいいんですけど。
0:55:53	形としては、分けていただいたほうが、我々としても審査しやすいということが
	あります。できればそういう形でお願いできればと思います。
0:56:08	JFjイソベですShortいたしましたではそこは少し見直していきたいと思いま
	す。あと材料の京王玄海の明記とかですねコメントいただこうことについては
	承知いたしましたあの
0:56:22	よく見て準備をしていきたいと思います。以上です。
0:56:39	規制庁ノムラです。3年ほど前まで御社の審査に加わっていたんですが、また
	再び加わることになりました。私から 1 点だけなんですが、ヨシムラが言ったよ
	うに計算書の詳細は求めないということなんですが、
0:56:56	例えばFEMを使った解析ですねNASTRANとかですね、Abaqus
	とかわかんないですけど、そういうものがある場合はですね、
0:57:05	比較的複雑なモデルを用いた場合はですね、従前のようにですね詳細の情報
	を求めることがありますのであらかじめ御留意ください。
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	これは、MNFでは同じようなものがあったと思いますので、参考になると思い
	ます。以上です。
0:57:25	GNFjイソベです。よろしくお願いいたします。承知いたしました。で、
0:57:31	今回は出ますか当社はFEMみたいな、複雑な計算コードが用いてございませ
	んが他社さんで用いてるのも見ておりますので、参考にしていきたいと思いま
	す。以上です。
0:57:49	規制庁座です。後ですねこの後アリタの方から
0:57:56	一つの説明や建物構築物だとか設備機器の中で、今回見るもので先送りして
	しなければいけないものっていうところの取り扱いについてちょっと若干説明さ
	せていただきたいと思います。アリタさんの方からでよろしいでしょうか。
0:58:14	はい、どうぞ。
0:58:19	よろしいですか。
0:58:22	はいお願いします。
0:58:24	規制庁氷と私の方からも盆甲子園にあたって、一部施設の建物は理解を分け
	て申請しているの他事業者、それを
0:58:39	自由保証更新をせんと思います。
0:58:42	トン見落としは三菱のそこに申請書で、
0:58:54	もう一つのレイワ2年7月30日について協議して、
0:59:00	いえ、対応事実工認申請低く、
0:59:03	39 ページが、上記評価っていう設備よくなります。
0:59:09	メイフレームの一部の機能の機能性能については、次回に向けまして、次の
	新設をします。
0:59:18	それについてはレイワさない2月4日付の耐力時スポーツ。
0:59:24	それの
0:59:25	いえ。
0:59:28	188 ページになります。
0:59:31	今これらは、もしくはホームページに川白する見込まれていただければいいん
	ですけど。
0:59:40	投機的延びるとそのオフ後日当人の方ほうに主要行に注書きレイワの機能性
	能劣化から事故は事故以降申請っていう注書きがありまして、
0:59:53	具体的に言うと例えばインターロック行くと。
0:59:57	何かそういうインターロックを作動する。
1:00:01	横読み取る検出タンとあとそれに伴って、
1:00:05	ベントそういった作動たというとあと間に制御棒を主にこの三つを切断するけ
	ど、この三つがないと
1	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	申請している機能性ノムラ勢力かっていうのが審査できないということで、三菱
	の場合は今言った蒸発器の場合は、一部のインターロックについて御自主に
	作動等が 1 個が出てこないっていうまして、
1:00:35	そういう設備については
1:00:39	後日工認でまず
1:00:41	うちのインターロックとかも関係ある設計を全部移設開店して月のうち、
1:00:49	そのインターロックの機能性能については作動単価がないんだそうてないとい
	うことで、次回以降、集中するということで抽出して、60のほうでは同じ仕様そ
	のままコピーして持ってきて、
1:01:04	その下位はどこが抵抗が申請している。
1:01:08	わからないので、そこ河川が大きくなりまして、
1:01:13	研修会はみ出す瞬間
1:01:16	そういった形で一つの設備だから、
1:01:22	ここ数回はきつい報告申請設計によっては下層階に分けて記述するものは、
	それについては、
1:01:30	資料の中で、
1:01:32	そこはもしして
1:01:36	今家族或いは同法の申請が分かれてるのかというのが何か明確化するように
	記載しておりますけども、この記載になっていただければと思います。
1:01:58	JNFLイソベでございます。申し上げますさせて今例示していただいた 6 時の
	申請書をつくって断何日受理のやつだったかというのをもう一度整形の連合本
	部に2月4日、2月4日、はい。
1:02:17	ありがとうございます。
1:02:20	先行の例を見てですね、書きぶりについては見ていきたいと思います。以上で
	す。要は最初の申請でも必要なものも全部書いちゃって、一部その恐れのあ
	ることは
1:02:36	次回は4月っていうものが、
1:02:39	IT
1:02:40	それからシートです。
1:02:43	はい。
1:02:45	そういうところがございますんで、先行例を確認していきたいと思います。以上
	です。
1:02:56	はい。
1:03:00	規制庁ウツミですありがとうございましたとほぼ
1:03:05	とりあえず、規制庁側からは特にないすかね。大丈夫ですかね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:11	規制庁側から伝え申し伝えることは、とりあえず一通り申し上げましたけども、
	前から事業者の方からございますでしょうか。なければ終わると思います。
1:03:23	JNFLイソベでございます。
1:03:26	ありがとうございました今のところ特にこの場で追加でお伺いしたいことはござ
	いません。以上です。
1:03:35	規制庁ウツミです。了解です。それではこれをもちまして本日の行政相談を終
	了させていただきます。ありがとうございました。
1:03:44	ありがとうございました。ありがとうございました。

^{※1} 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

^{※2} 時間は会議開始からの経過時間を示します。